

新潟県B地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

※新潟県B地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率10.94%）いたしました。これによる令和3年1月から12月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次の通り公表します。

1. 運賃を改定した事業者数 77社（協会員のみ）

2. 平均増収率 — 33.30%

（注）平均増収率は、次の計算式により算出。

「改定後」：令和3年1月から12月までの1年間

「改定前」：平成31年1月から令和元年12月までの1年間

（算式）改定後の営業収入（税引き後）÷改定前の営業収入×100-100

3. 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

— 11.22%

改定前1人平均給与月額 （平成31年1月からの1年間）	改定後1人平均給与月額 （令和3年1月からの1年間）
215,959円	191,728円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4. 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未 満	計
2社	2社	5社	5社	17社	9社	34社	74社

（注）賃金改善率は次の計算式により算出。

$$\left(\frac{\text{改定後運転者1人平均給与月額}}{\text{改定前運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right) - 100$$

5. 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
62社	0社	2社	2社	1社	0社	0社	0社

95%以上 96%未満	95%未満	計
1社	7社	75社

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式による算出

（全運転者に係る）

（全運転者に係る）

運賃改定後の賃金支給総額

運賃改定前の賃金支給総額

$$\frac{\text{運賃改定後の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{運賃改定前の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6. その他

（1）労働者負担の軽減

「運賃改定前に労働者負担制度を採用している」と答えた事業者2社の回答

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ・一切変更のない事業者数 2社

（2）手当類の創設・拡充

運転者の労働条件を改善するため、今回の運賃改定を機に手当類を創設し、拡充を行った事業者数・・・4社

（改善の内容）

- ・特別手当 10,000円から25,000円に増額した
- ・家族手当 5,000円から6,000円に増額した
- ・無事故手当を創設した
- ・現場手当を500円増額した

（3）その他、今般の運賃改定を契機として改善した事項

- ・労働時間（拘束時間）を短縮した 27社
- ・休日を増やした 2社

- ・夜間の営業を金曜土曜の週2回とした、夜間営業をやめた
- ・拘束時間を短縮した
- ・より効率のよい勤務シフトを検討した
- ・時給単価を上げた
- ・歩合制から時間給に変更した
- ・週40時間労働を徹底した
- ・従業員同士の親睦を図るため、年2回の親睦会を実施した
- ・初任給を5,000円増額した
- ・職務給3,000円を基本給に組み込んだ
- ・定期昇給の見直し（勤務年数に応じてアップする）

2社
以下、各1社

※新潟県B地区

新潟県A地区（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域、聖籠町の地域）を除く新潟県全域